

1 鹿児島海区  
 (2) 区画漁業  
 ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
鹿特区 魚第5号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 <del>4月1日</del> から12 月31日	出水郡長 島町獅子 島赤瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲ま れた区域  点の位置 点ア N 32° 14' 54" E 130° 12' 49" 点イ N 32° 14' 53" E 130° 12' 43" 点ウ N 32° 15' 01" E 130° 12' 41" 点エ N 32° 15' 01" E 130° 12' 38" 点オ N 32° 15' 14" E 130° 12' 43" 点カ N 32° 15' 12" E 130° 12' 34"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	47台	出水郡 長島町 の旧東 町の地 区
	団体漁業権							
鹿特区 魚第6号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 <del>4月1日</del> から12 月31日	出水郡長 島町獅子 島鶴瀬地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 39" E 130° 12' 36" 点イ N 32° 15' 39" E 130° 12' 30" 点ウ N 32° 15' 45" E 130° 12' 30" 点エ N 32° 15' 45" E 130° 12' 36"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	49台	出水 郡長島 町の旧 東町の 地区
	団体漁業権							
鹿特区 魚第7号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 <del>4月1日</del> から12 月31日	出水郡長 島町獅子 島片側南 長瀬地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 32° 15' 53" E 130° 12' 35" 点イ N 32° 15' 52" E 130° 12' 29" 点ウ N 32° 15' 59" E 130° 12' 29" 点エ N 32° 15' 59" E 130° 12' 35"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	33台	出水 郡長島 町の旧 東町の 地区
	団体漁業権							
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メートル× 8メートル) の数の 最高限度		
鹿特区魚 第105号 (新設)	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 12' 58" E 130° 44' 30" 点イ N 31° 13' 00" E 130° 44' 10" 点ウ N 31° 12' 55" E 130° 44' 09" 点エ N 31° 12' 53" E 130° 44' 29"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区魚 第95号と合 わせて 20台	肝属郡 南大隅 町根占 川北, 根 占山 本, 根 占辺田 及び根 占横別 府
	団体漁業権							
鹿特区魚 第106号 (新設)	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを 除く)小割 式養殖業	1月1日 から12 月31日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 12' 56" E 130° 44' 58" 点イ N 31° 12' 58" E 130° 44' 38" 点ウ N 31° 12' 41" E 130° 44' 36" 点エ N 31° 12' 39" E 130° 44' 56"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区魚第9 6号及び鹿特 区魚第 97号と合わ せて1 08台	肝属郡 南大隅 町根占 川北, 根 占山 本, 根 占辺田 及び根 占横別 府
	団体漁業権							

サ みりん養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件	関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別						
鹿特 区 第1号  (新設)	第1種 区画漁業	みりん養 殖業	11月1日 から翌年 6月31日	出水郡長 島町獅子 島立石地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを 順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 31° 16' 16" E 130° 14' 57" 点イ N 31° 16' 18" E 130° 15' 03" 点ウ N 31° 16' 18" E 130° 15' 10" 点エ N 31° 16' 15" E 130° 15' 09" 点オ N 31° 16' 16" E 130° 15' 05" 点カ N 31° 16' 14" E 130° 14' 60"	漁具群の 外角に方 80cmの赤 旗を水面 上1.5m 以上の高 さに設置 しなけれ ばならな い	出水郡 長島町 の旧東 町の地 区
	団体漁業権						

3 奄美大島海区

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件		関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別					いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
大特区魚第16号	第1種区画漁業	魚類(くろまぐろを除く)小割式養殖業	1月1日から12月31日 <del>11月1日</del> から翌年6月30日	大島郡瀬戸内町浜グリ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の外角に電燈その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	19台	大島郡瀬戸内町
	団体漁業権							
大特区魚第33号 (新設)	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡瀬戸内町クマチキヨ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域  点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-1	83台	大島郡瀬戸内町
	団体漁業権							

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第 33 号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。  
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（5,312㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。